

個人番号制度導入に伴うお知らせ

平成 28 年 1 月 1 日から、番号制度施行に伴い、市では、不妊治療等の申請の際に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になりました。

つきましては、申請書等の届出の際に以下の持ち物が必要となりますのでご承知おきください。

持ち物

下記のうち、いずれかをお持ちください（個人番号・本人確認のため）

- ① 個人番号カード
- ② 通知カードと運転免許証またはパスポート等の写真付き証明書
- ③ 個人番号の記載された住民票の写しと運転免許証またはパスポート等の写真付き証明書

代理人申請

代理人による申請の場合は、下記の3つをお持ちください

- ① 委任状（申請者が署名、押印したもの）
- ② 代理人本人であることを確認する書類（代理人の個人番号カード（※表面）または運転免許証またはパスポート等の写真付き証明書）
- ③ 不妊治療で受療された本人の個人番号カードまたは通知カードまたは個人番号の記載された住民票写しなど本人の個人番号が確認できるもの

申請先

各市民局または健康推進課

※ 京都府の制度：特定不妊治療費助成事業（助成対象:体外受精及び顕微授精による治療）もあります。

※ プライバシー保護については配慮しています。

※ 市のホームページ「申請書ダウンロード」コーナーにも掲載しています。

※ 不明な点がございましたら健康推進課へお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉 京丹後市健康推進課 Tel:69-0350

委任状

不妊治療の申請手続きを下記の代理人に委任します。 平成 年 月 日

申請者 _____

代理人 _____

住所 _____

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

氏名 _____ (続柄 _____)